

○飯塚市土地改良区補助金交付要綱

平成26年3月25日
飯塚市告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市における土地改良区の安定的かつ円滑な運営及び施設の適正な維持管理に資するため、補助金を土地改良区に交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、補助対象土地改良区及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第4条 補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助金の名称	補助対象者	補助対象経費
久保白ダム土地改良区補助金	久保白ダム土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費(補助率:100%) ・事務費(補助率:99%) ・ダム共同管理費負担金・施設費負担金(補助率:99.5%) <p>※ただし、第2取水口からの通水に関する上記経費の補助率は、100%とする。</p>
土地改良区補助金	穂波土地改良区 鹿毛馬土地改良区 佐與土地改良区 上穂波東土地改良区	土地改良区で雇用している事務職員の賃金に要する経費